

SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N563
2018・1・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第2回

- 二項維持改憲に対峙する青年・法律家—短い読書ノートもかねて…………… 植松健一
建設アスベスト神奈川訴訟 ダブル勝利判決の報告…………… 小花和史
横須賀米兵強盗殺人事件の賠償金支払問題が決着…………… 中村晋輔
シンドラエレベーター事件で和解成立…………… 前川雄司
「SBS検証プロジェクト」を立ち上げ…………… 秋田真志

ロースクールの実情と法曹養成

- 選択肢の一つとなったロースクール…………… 清水祐大
2017年度第3回常任委員会（大阪）の報告…………… 青法協弁学合同部会



北海道・紋別

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第2回

二項維持改憲に対峙する青年・法律家

—短い読書ノートもかねて—

京都 植松 健一 (立命館大学教授)

ハ

シナ・アレントは、『全体主義の起源』（みすず書房が訳書新版を二〇一七年に刊行）の中で、「反ユダヤ主義は、ユダヤ人が社会生活の中でその機能とその影響力を失い、富のほかにはもはや何もも所有しなかったときにその絶頂に達した」と述べた。アレントの指摘がユダヤ人迫害のみに限定されない全体主義の公理だとすれば、現在の日本で護憲や立憲主義擁護を説く研究者・法曹に向けられる非難や嘲笑（「ガラパゴス」「欺瞞」）をそうした現象の例に加えてもよいだろう。青法協黎明期ならともかく、遅くとも八〇年代以降の日本の政治・社会に憲法研究者の発言が与えた影響など残念ながら微々たるものと言わざるをえないが、だからこそスケープゴートとしては都合がよいということか。そういえば、安倍首相も憲法に自衛隊を明記する動機として、「自衛隊合憲論の学者は二割しかない」状況が与える自衛官とその家族の悲痛な心情を挙げている。しかし、「憲法学者の八割が違憲説」はファクトに反するし、一枚岩でないはずの「自衛官の心情」なるものを勝手に持ち出し、これを改憲論のダシにするのは姑息な手法である。

一

七年総選挙後以降、改憲動向が新たな局面に入ったことは疑いない。ただし、自民党内には二項削除・国防軍創設案もくすぶり続け

ているし、さらに発議のための改憲派政党間の合意形成となると、なお簡単には進まないだろう。だが深刻に受けとめるべきことは、二項削除・国防軍創設案に比べると、現状追認の穏健な提案にみえる二項存置・自衛隊明記案は、「安保法は違憲、自民党改憲案は立憲主義違背」という一致点で形成された世論の連帯を揺るがす力をもっている点である。そのため「憲法を改める」がデフォルトになりつつあり、立憲民主党にも「どう改めるか」の対案提示の圧力にさらされている。こうした風潮を深刻に受けとめる松竹伸幸氏の近刊書は、「九条と自衛隊の共存」という国民多数の意識に即するかたちで、護憲派からの専守防衛策の積極的提示を説いている（『改憲的護憲論』集英社新書）。安保法や自民党改憲案などをテーマとする市民学習会を通じて「市民感覚」をよく知る青法協の会員にとっても、氏の主張には領けるところが少なくないかもしれない。

二

もかわらず、この提案への態度決定は、松竹氏の上記新書と同時期に刊行された別の二冊の読了後まで待つてほしい。一冊は、半藤一利・保坂正康『憲法を百年いかす』（筑摩書房）。戦争の時代を知る二人の昭和史家からすれば、リベラリズムの法哲学者・井上達夫氏の九条削除論などは「なるほど」と思う要素はあっても、皮膚感

覚で九条を論じていない。焼き鳥のように並べられた空襲の焼死体を見て「なんでこの人たち死んじゃったのかと悲嘆にくれた……あの記憶がわたしの心のなかには深く刻まれている」のが、半藤氏のいう「皮膚感覚」の九条なのだ。保坂氏も、井上氏の「戦力保持の代替としての良心的拒否付き徴兵制の導入」という構想について、この国の地域共同体は良心的徴兵拒否など通用しない社会だと断じている。

如上の松竹氏が前提とする「九条と自衛隊の共存」という国民多数の意識が、九条を「皮膚感覚」で語れない世代の増加の中で形成されたものだとすれば、仮にそれがリアルな認識だとしても、そのような意識への全面依存には危うさがつきまとう。少なくとも以下のような疑問（これらは青法協弁学合同部会「自衛隊を明記する憲法九条の修正案発議に反対する決議」の指摘とも重なる）が、なおクリアになっていないからである。

① 護衛艦「いずも」の空母化論の例を待たずともなく、現在の自衛隊の装備は「専守防衛」の域で説明がつくのか。一八年度防衛費は過去最大の五兆二千億円に上る見通しで、陸上イージスなど実績も不透明な装備も導入されようとしている。一八年末予定の防衛大綱見直しでは、敵基地攻撃能力の導入の議論も聞こえてくる。

② 「一五年ガイドライン」により日米安保条約

が全世界規模の軍事同盟に変容したことをどう評価するのか。「一五年ガイドライン」の下で「専守防衛」の貫徹が困難なことは、政府の解釈変更で「自衛のための最小限度」に集団的自衛権が組み込まれた事実からも明らかである。

③ 「専守防衛」を受容する場合、沖縄の米軍基地をどうするのか。沖縄に現状のような犠牲を強いる「専守防衛」論は欺瞞である。

④ 「国民の生命を守る組織に敬意を払う」（松竹・前掲書）意義の強調が、同調圧力の高い日本において、自衛隊・防衛省批判のタブー化や、自衛隊幹部の政治的発言力・影響力を強めることにつながらないか。企業の武器輸出や大学での軍事研究に対してかろうじて保たれてきた歯止めが完全に失われてしまわないか。これらの点で、半藤・保坂両氏の昭和史研究から学ぶべき教訓は大きい。

も

う一冊、ここで紹介したかったのは、高橋源一郎氏の出色の小説的『社会批評』『ぼくたちはこの国をこんなふうにあつたことに決めた』（集英社新書）。紙幅の都合で内容紹介は諦めるが、子どもたちが、カントやルソー（がモデルの人物）に導かれて自分たちの手で「くに」（国ではない！）をつくるお話。もちろん架空の話だが、現在の国家主義的・新自由主義的改憲論への批判

的語彙の引き出しを増やすためにも、読むべき書である。

二

項維持・自衛隊明記の改憲提案を前に求められるのは、上述①～④のような疑問を実証的データの裏付けをもって投げかけることで感情的・情緒的な改憲論を論破しつつ、他方で、日本国憲法の描く平和構想を生活密着型にして同時にグローバルな普遍性を持つビジョンとして物語ることだ。言い換えれば、松竹氏の問題意識を正面から受けとめつつも、半藤・保坂世代の「皮膚感覚」としての平和への希求を継承しつつ、高橋氏の想像力を範としながら魅力的な平和憲法のイメージを提供することだ。そういう器用な振舞いが可能な（実年齢とは関係ない）「青年」のパスと「法律家」のロゴスを持ち合わせている集団として、青年法律家協会の果たすべき役割は大きい。

建設アスベスト神奈川訴訟 ダブル勝利判決の報告

神奈川 小花 和史

一 はじめに

建設アスベスト訴訟は、これまで、二〇二二年五月二五日の横浜地裁判決（一陣）を皮切りに、東京（二〇二二・二二・五）、福岡（二〇二四・二一・七）、大阪（二〇二六・一・二三）、京都（二〇二六・一・二九）、札幌（二〇二七・二・一四）と判決が言い渡され、一陣横浜地裁判決をのぞき、いずれも国の責任が断罪されてきました。また、メーカー責任については、京都訴訟で初めてその責任が認められるという画期的な判決が言い渡されましたが、それ以外の訴訟では高い壁がたちはだかっていました。

そのような状況の中で、二〇一七年一〇月二四日、横浜地裁において神奈川訴訟第二陣判決が、同二七日には東京高裁において第一陣判決が連弾で言い渡され、いずれも国の責任を認め、また、一部主要メーカーの責任も認められました。

以下では、簡単に両判決の内容を紹介し、ダブル判決の意義について述べたいと思います。

二 国の責任

(1) 横浜地裁は、労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく規制権限は「適時かつ適切に」行使されなくてはならないとの法理に則り、事業主に対し、その雇用する労働者に

防じんマスクを着用させることを罰則をもって義務付けなかった点、警告表示（掲示）の具体的内容として、石綿粉じんが肺ガンや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものである旨を明示した上で、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けなかった点に違法性があるとして国の責任を認めました。

(2) また、東京高裁は、同じく労働関係法令に基づく規制権限の不行使について、事業主に対し、その雇用する労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって義務付けるとともに、これを担保するため、通達を定めて、石綿粉じん暴露の危険性及び防じんマスクの使用の必要性に関して、石綿含有建材の表示内容及び石綿含有建材を取り扱う作業場における掲示内容並びに安全教育の内容を改めなかったのは違法であるとして国の責任を認めました。

三 メーカーの責任

(1) 横浜地裁は、メーカーらが石綿の人体に対する危険性を警告する義務があったにもかかわらず、かかる警告義務を怠ってきたことを認め、そのうえで、結果発生の危険性を有する加害行為が被害者に到達していることの高度の蓋然性が認められるならば、民法七一九条一項後段の類推適用の成立を認めることができるとして、各被害者の

建設現場での作業内容や建材の製造時期等に照らし、左官工、タイル工及び保温工の被害者に対するメーカーの責任を認めました。

(2) また、東京高裁は、メーカーらの警告義務を認めたいうえで、民法七一九条一項後段を適用するためには、本件においては、特定されたメーカーらが製造・販売した建材が特定の被害者に到達したことが立証されることが前提となるとし、各被害者の職種、作業内容、建材製造期間、マーケットシェアなどの事情から到達を認定し、大工、保温工、タイル工の被害者に対するメーカーの責任(肺ガン、石綿肺は民法七〇九条、中皮腫は七一九条一項後段)を認めました。

四 ダブル判決の意義と今後の課題

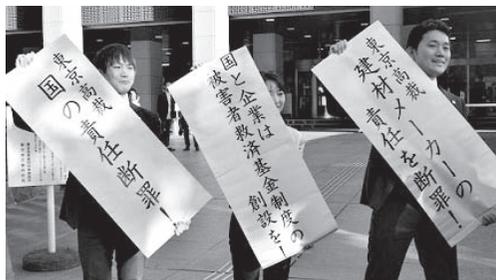
(1) 二陣判決については、これまで唯一全面敗訴判決を言い渡された横浜地裁という場において、勝利判決を勝ち取ることができましたし、一陣判決はこれまで唯一全面敗訴という判断がされていた訴訟について、その判断を覆させたということ、そして、全国で初めて高裁レベルでの判断がされたということそれぞれ非常に大きな意義のある判決だったといえます。

これで国の責任は、六つの地裁と、さらには、高裁においても認められ、もはや揺るぎのないものとなったといえます。

また、メーカー責任についても、京都判決に続いて、地裁のみならず、高裁においてもその責任が認められ、職種や個別事情によって、メーカーの責任が認められることが明らかとなり、被害者との対応関係などによっては、どのメーカーも責任が認められる可能性があるということで、大きなプレッシャーをかけることになりました。

特に一陣訴訟については、東京高裁にあがってから五年以上かかってようやく判決が言い渡されましたが、当初の高裁の対応は、国の責任が認められるかどうかの焦点であり、メーカー責任については、歯牙にもかけないという対応でした。

しかし、それでも諦めずに、粘り強い法廷活動を行い、また、原告を中心とした支援する会による法廷内外における迫力のある訴えが裁判所を動かしたことは間違いがありま



高裁判決を受けて喜びの旗だし

せん。また、各地の勝利判決の積み重ね、東京弁護士会を始めとする全国の弁護士団の協力なくしてはこの勝利は

なかったものといえ、まさに全国の訴訟団が一体となって勝ち取った勝利だと確信しています。

(2) 東京高裁第一〇民事部(東京訴訟)は、三月一四日に判決が言い渡される予定となっております。また、京都訴訟(第一陣)は二月、大阪訴訟(第一陣)は三月にそれぞれ結審が予定されています。

しかし、首都圏訴訟全体では、被害者五四二名中すでに三三五名もの命が奪われているという厳しい現実があります。次々に被害者が亡くなっていくなかで、全国の高裁判決が出揃い、最高裁判決を待つ解決などと悠長なことは言っていられません。

私たちは、国やメーカーらに対し、訴訟の早期全面解決と救済基金制度の創設を求め続けてきました。メーカーらの中には国からの呼びかけがあれば応じると述べるメーカーもでてきていますが、未だに国はそのテーブルにつこうとしません。

神奈川弁護士会事務局長を務め、志半ばで急逝した阪田勝彦会員が亡くなってから三年が経ちました。一陣横浜地裁判決の敗訴を受け、人一倍悔しい思いをし、それでも諦めずに闘い続けた阪田会員の思いとともに一刻も早い全面解決と制度創設に向けて引き続き全力を尽くして闘っていきたいと思います。

横須賀米兵強盗殺人事件の賠償金支払問題が 決着

神奈川 中村 晋輔

一 はじめに

二〇〇六年一月三日に神奈川県横須賀市で発生した空母キティホーク乗組員の米兵による佐藤好重さんに対する強盗殺人事件（いわゆる公務外の事件）について、内縁の夫である山崎正則さんから遺族は、日本政府及び加害米兵を被告として損害賠償請求訴訟を提起した（山崎事件）。横浜地裁は、二〇〇九年五月二〇日、加害米兵に対し約六五〇〇万円の支払いを命じたものの、日本政府に対する請求は棄却した。加害米兵に対する請求については、遺族も加害米兵も控訴せず、第一審判決が確定した。日本政府に対する請求については、山崎さんが控訴及び上告をしたものの、二〇一三年六月二六日付け最高裁決定により、請求棄

却判決が確定した。

二〇一五年六月、米国政府から、日米地位協定一八条六項に基づく見舞金の金額提示がなされたが、横浜地裁が判決で加害米兵に対し支払いを命じた元金の約四割余りとどまるものであった。米国政府がこの程度の金額しか負担しないことに対し批判が集まった（二〇一六年六月七日付け朝日新聞、同月九日付け琉球新報社説等）。

弁護団による防衛省との交渉や国会議員による国会質問を通じて、米兵犯罪被害に関する損害賠償金支払問題に関して一定の成果があった一方で、課題も残ったままであったが、二〇一七年二月二七日、遺族は米側との示談に応じることとなった。以下、米兵犯罪被害に関する損害賠償金支払問題について論ずる。

二 米側示談書の問題について

(1) 日本政府の免責文言について

二〇〇六年九月一八日に横浜市において発生した揚陸指揮艦ブルーリッジ乗組員の米兵によるタクシー運転手の田畑巖さんに対する強盗傷害事件については、二〇一二年三月、米国政府から日米地位協定一八条六項の見舞金の金額提示がなされた。その示談書には、加害米兵及び「日米両国政府を永久に免責する」と記載されていた。

示談をする当事者は、見舞金を支払う米国政府とそれを受け取る被害者との間であるにもかかわらず、当事者となっていない日本政府まで免責するのは不合理である。この点に関連し、一九八五年、瀬長亀次郎衆議院議員が、新垣勉弁護士



米側示談書に署名する高橋宏弁護士

が担当された事件について国会質問を行い、問題点(日本政府に対して訴訟を起こす権利まで放棄させられることになる点)を指摘していたが、改善されないままになっていたのである。

弁護団は、米軍横田基地の第五空軍司令部賠償課に対し、田畑さんの米側示談書に関し、日本政府及び加害米兵を免責することができない理由を記載した書面を送付したり、防衛省との交渉を続けていたが、約三年にわたり進展がなかった。

ところが、その後、米政府が山崎さんに出してきた示談書には、田畑さんに出してきた示談書と異なり、「米国防府及びその被用者(加害米兵を含む)を永久に免責する」と記載されており、日本政府の免責文言が

存在しなかった。そこで、弁護団がその点を防衛省に対し指摘したところ、二〇一五年七月、米政府は、田畑さんの示談書について、日本政府を免責する文言を削除したものの(加害米兵及び「米国防府を永久に免責する」)に改めた。これにより、すべての米側示談書について、日本政府の免責文言が記載されなくなった。

(2) 米兵の免責文言について

米国防府が見舞金を被害者に支払う件について、加害米兵は当事者となっておらず、しかも、米国防府が提示する見舞金は裁判所の確定判決の認容額に満たないのであるから、加害米兵を免責することも不合理である。この点について、二〇一六年二月二五日の赤嶺政賢衆議院議員の国会質問に対し、稲田朋美防衛大臣が「法的な点はともかくも、加害者を永久に免責するというのは非常に表現としても配慮が足りないと考えますので、直ちに修正等を働きかけるなど、適切に対応してまいりたいと考えております」と答弁した。しかし、米国防府は、結局、米兵の免責文言を削除するという示談書の修正には応じることなく、この点が課題として残った。被害者が加害米兵を「永久に免責」しなければ、確定判決の認容額に満たない見舞金すら被害者に対して支払わないという米国防府の姿勢は、高圧的なものである。

三 SACO見舞金の遅延損害金問題について

沖繩米兵少女暴行事件発生翌年一九九六年のSACO(沖繩に関する特別行動委員会)最終合意により、日米地位協定一八条六項の運用改善として、裁判所の確定判決額と米国防府が支払う見舞金との差額を埋めるために日本政府が支払いを行う努力をすることになった(SACO見舞金)。

このSACO見舞金について、日本政府は、裁判所が判決で加害米兵に対して支払いを命じた遅延損害金を除外して支給するという不当な運用を行っている。この点、二〇一六年二月九日の畑野君枝衆議院議員の国会質問に対し、小林鷹之防衛大臣政務官は「賠償金が支払われていないことを理由とする延滞料の性格を有する遅延損害金は、SACO見舞金の支給対象とはしていない」と答弁した。しかし、賠償金の支払いを延滞させているのは加害米兵であって、被害者ではない。米国防府も、被害者に対し見舞金の金額提示をするまでに年単位の時間をかけている。防衛省による遅延損害金を支払わないというSACO見舞金制度の運用は、被害者救済の制度趣旨に反するものであって、改められるべきものである(二〇一七年五月二三日の仁比聡平議員の参議院法務委員会にお

ける質問参照)。

四 おわりに

米兵は、いわば体一つで日本の米軍基地に派遣されるのであり、資力がないことがほとんどである

るから、米軍を駐留させている日本政府が、まずは、被害者に対して損害賠償金の全額を支払うべきである。そして、日本政府が、米国政府に対し、その全額を求償すべきである。

日米地位協定上、公務外の米兵による事件・事故については、米国政府の裁量によって被害者に

対し見舞金が支払われるにとどまっておらず、日本政府が法的責任を負う仕組みになっていない。これが上述の問題が生じる根本的な原因である。公務中・公務外を問わず、米兵による事件・事故の被害者が救済されるよう、日米地位協定を改定することが強く求められている。

シンドラーエレベーター事件で 和解成立

東京弁護士会 前川 雄司

□ 裁判所の和解勧告

東京都港区の公共賃貸住宅で二〇〇六年六月三日、都立小山台高校二年生だった二六歳の高校生がエレベーターに挟まれて死亡した事件について、エレベーターを製造・保守管理したシンドラー社、保守管理した日本電力サービス社とSEC社、所有した港区、管理した港区住宅公社に対して遺族が損害賠償を求めた訴訟で、二〇一七年二月二

東京地方裁判所民事第六部(岡崎克彦裁判長・館野俊彦裁判官・木村周世裁判官)は昨年九月二七日、弁論終結と同時に和解勧告を行いました。

四日、和解が成立しました。

和解勧告は、和解の方向性として、①被告らの遺憾の意の表明、②被告らの社会的・道義的責任に基づく再発防止への取組み、③被告らによる和解金の

支払と原告の再発防止活動の支援を挙げました。

裁判所は、原告及びその弁護団・支援者が再発防止のために果たしてきた役割に敬意を表するとし、被告らが原告に対して相当額の和解金の支払をすること、原告はこの和解金の一部を拠出して基金を設立し、取組みを継続していくことを提案するとしました。

□ 和解の概要

和解の概要は次のとおりです。

原告と被告らは、和解勧告の趣旨を踏まえ、本件を和解によって解決することに合意した。

一 被告らは、何の落ち度もなく、わずか一六歳でこの世を去ることになった被害者とその遺族である原告の無念の思いを重く受け止め、深く遺憾の意を表す。

二 被告らは、戸開走行事故はひとたび発生すると利用者が挟まれ生命身体に危険を及ぼす重大事故につながるおそれがあることに改めて思いを致すとともに、その社会的・道義的責任を果たすべく、互いに協力し合って、不断の意思をもってエレベーター事故の再発防止のために全力を挙げて取り組んでいくことを確約する。

三 被告シンドラー社は、日本国内で稼働している同社製エレベーターの安全を維持するため、事業を承継したオーチス社に対し、必要な情報ないしサービス、資料・治工具・機材・部品へのアクセスの提供などを履行する。

四 被告SEC社は、写真や実測データ等を付すなどして不具合の状態が分かるような故障報告書を作成し、所有者又は管理者に提出するなどの再発防止対策を履行する。

五 被告港区は、再発防止策に係る取組みについて原告との連携の強化を検討するなどの再発防止対策を履行する。なお、被告港区は、和解に付随して、原告と覚書を締結し、詳細な再発防止対

策等を確約した。

六 解散した被告港区住宅公社を除く被告らは、原告に和解金を支払う。

七 原告と被告らは、前項の内容について、相当額の和解金が授受され、その一部で基金を構成したことを除くほか、正当な理由なく第三者に口外しない。

□ 再発防止対策

本件事件をうけて国土交通省は、①二〇〇八年四月一日、定期検査・報告制度を見直し、検査項目、検査方法の細分化・具体化、検査結果の判断基準の定量化、実測データ等を記載した検査結果表や写真の添付を義務化し、②二〇〇九年九月二八日、同日以降に着工した建築物に設けられるエレベーターに戸開走行保護装置（いわゆる二重ブレイキ）の設置を義務付け、③同日以降に設置されたエレベーターについて建築確認申請時に保守点検マニュアルの添付を義務付けました。

しかし、①定期検査以外の日常の保守点検については前記①の義務付けがなく、②既設のエレベーター約七〇万台には前記②や③の義務付けがありません。

国土交通省は二〇二二年四月及び二〇二六年九月一日、ビル、百貨店、ホテル、病院等エレベーターの所有者や日本エレベーター協会、日本エレ

ベーター保守協会に対して、戸開走行保護装置の設置促進を図るよう要請し、二〇二六年二月九日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する

指針」等において、製造業者に対し、「既設のエレベーターを含め、保守・点検マニュアル、点検項目、点検周期、安全に関する装置の構造、調整方法、交換基準等必要な技術情報」の提供を要請し、二〇一六年九月一日、日本エレベーター協会、

日本エレベーター保守協会に対し、①不具合対応後に作成される作業報告書等には、保守点検員が取得した不具合情報について、実測データ、イラスト、写真等不具合の状態が分かるように記載するとともに、作業の有無等の判断理由及び処置内容等についても正確かつ詳細に記録し、所有者等に提出すること、所有者等から内容について説明を求められた際には、作業報告書等の内容を丁寧に説明すること、②保守点検業者は、通常の保守・点検を行うにあたっては、可能な限り実測データ、イラスト、写真等をもって保守点検結果を所有者等に対し報告することを求めました。

しかし、いずれも義務付けなしで徹底するかが問題です。たとえば、二〇一七年九月二九日の同省の発表では戸開走行保護装置の設置率は一七・四％に過ぎず、約五七万台の既設エレベーターに設置されていません。

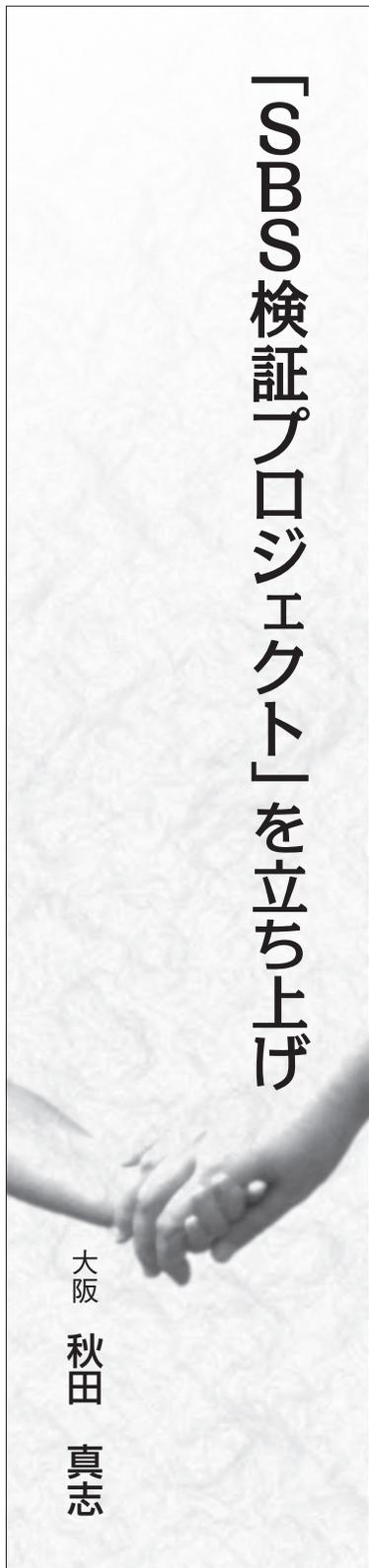
原告の市川正子さんは、この和解について、エ

レベーターの安全・再発防止のために二六歳の息子の命を生かすための一歩と話しました。

和解条項の全文、和解勧告、原告と被告港区の覚書、原告と弁護士団の声明は、赤とんぼの会や東

京合同法律事務所のホームページに掲載されています。ぜひご活用ください。

「SBS検証プロジェクト」を立ち上げ



大阪 秋田 真志

1 SBS理論が司法界に蔓延？

「揺さぶられっ子症候群」(Shaken Baby Syndrome。略してSBS)が猛威を振るっている。別に感染症が流行している訳ではない。私たちが関わる司法の場で「揺さぶられっ子症候群」虐待である」との理論による判断が横行しているのである。日本では、SBSと診断された乳幼児の養育者が虐待の犯人であると刑事訴追される例が急増している。刑事事件だけではない。児童相談所がSBS理論に基づき虐待の疑いがあると認定すれば、SBSと診断された乳児の一時保護や児童福祉法二八条申立による親子分離措置がとら

れることも多い。刑事弁護人だけでなく、児童相談所側の代理人として、弁護士がSBS理論に関わることも増えている。本稿の読者の中にも、何らかの形でSBS理論に触れた方もおられるだろう。そして、SBS理論に関わった弁護士は、多くの医師がSBS理論を信じて疑わず、警察、児童相談所、検察、裁判所もまたSBS理論を当然の前提として様々な判断を下していることを知ることになる。弁護士もまた、その多くが深く考えることなく、SBS理論をそのまま受け入れているのではないだろうか。

しかし、日本では当然のように受け入れられているSBS理論の状況は、諸外国では全く様相が

異なる。二〇〇〇年以降、その正当性に強い批判が加えられているからである。ところが、日本ではそのような批判は全くといっていいほど紹介されていない。逆に二〇一〇年代以降、SBS理論に基づく訴追や児童相談所の介入による親子分離が急増しているのである。きわめて深刻な事態である。確かに、乳幼児に対する虐待は許されない。しかし、無実の親が誤って虐待者として、幼い子どもから引き離された挙げ句、長期の服役を余儀なくされていたとすればどうであろう。そして、弁護士自身がその悲劇に加担しているとしたら……。これは決して、架空の話ではない。日本で起こっている現実である。

2 SBS理論とは？

SBS理論は、約四〇年前にイギリスのガスケルチ医師が、目立った外傷がないにもかかわらず乳児に硬膜下血腫が見られたことから「硬膜下血腫があった場合には、乳児が揺さぶられた可能性を考慮すべき」との説を提唱したことに端を発する。この説を受けて、一九七四年にアメリカのカ

プー医師が、硬膜下血腫・網膜出血があれば、揺さぶり行為によるものと考えられるとした。その後一九八〇年代から一九九〇年代にかけて、アメリカにおいてSBS理論は児童虐待論と結びつき、硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫の「三徴候」があれば、他に特別な事情がない限り、養育者による暴力的な揺さぶりによって、乳児の死亡・傷害が生じたと推定できるとのSBS虐待論へと発展した。そして、アメリカをはじめイギリスやカナダでも、多くの養育者が虐待の犯人として訴追されることとなった。訴追された多くの養育者は、ソファやベッドからの落下があったなどと弁解する。しかし、これらの弁解はすべて嘘だと断定され、揺さぶりによる虐待だとされたのである。

他方、SBS虐待論に対しては、様々な疑念も示されていた。すでに一九八〇年代から、ダミー実験の結果から揺さぶりのみでは三徴候は生じないという批判が加えられていた。二〇〇〇年以降、

揺さぶり以外の低位落下でも三徴候が生じると、逆に揺さぶりをした場合、乳児には深刻な頸椎損傷が生じるはずなのに虐待とされた例ではほとんど頸椎の傷害が報告されていないこと、三徴候は心停止による低酸素脳症で生じる可能性があることなど、様々な研究が相次いで発表されるようになった。

その結果、二〇〇〇年代以降、諸外国ではSBS理論による虐待論への批判が強まり、アメリカ、イギリス、カナダで起訴の取消や無罪、再審による雪冤などが相次いだのである。スウェーデンでは、二〇一四年に最高裁が、SBS理論には十分な医学的根拠がないとして、SBS理論にもとづいて実刑を言い渡されていた父親に対し、逆転無罪とした。スウェーデン政府は徹底した調査を続け、二年後の二〇一六年には、SBSを虐待とする理論には十分な医学的根拠がないと結論づけたのである。

このように諸外国では、少なくとも一九九〇年代までの古いSBS理論が鵜呑みにされることはなくなつた。

3 SBS検証プロジェクトの立ち上げ

ところが日本では、二〇〇〇年以降の諸外国の議論状況を知る医師はほとんどいない。多くが一九九〇年代までにアメリカで提唱された「SBS

「虐待論」を鵜呑みにし、「三徴候があれば虐待だ」と素朴に思い込んでいたのである。さらに、日本の虐待認定医のグループは、「3m以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなければ、自白がなくてもSBSである可能性が極めて高い」という独自の診断基準すら提唱している。その独自基準を基に、親の弁解はすべて嘘だと決めつけられているのである。その議論が、そのまま司法界でスタンダードとなつてしまっている。

恐るべき事態である。せめて諸外国の議論を学ばなければならない。そのような思いで、冤罪問題に取り組む笹倉香奈甲南大学教授らとともに、有志の弁護士が集まり、SBS検証プロジェクトを立ち上げた。SBS理論に基づいて誤って訴追されたと考えられる養育者やその弁護人に対し、様々な支援をしていく予定である。同時に、ホームページ (<http://shakenbaby-review.com>) やブログ (shakenbaby-review.com/wp/)、様々な研究会や集会を通じて、SBS理論の問題点について警鐘を鳴らしていきたいと考えている。

是非、注目されたい。

選択肢の二つとなったロースクール

神奈川 清水 祐大

1 自己紹介

私は、二〇〇八年に大学の法学部に入学しました。中学生の頃から弁護士を志していたので、司法試験合格のために勉強に励んでおりましたが、旧司法試験に合格するほどの成績ではありませんでした。当時、ロースクール

は、合格者数が二五〇〇人近かったため、司法試験に合格するためには、ロースクールに進学するしかない状況でした。私以外の多くの法曹志望者がそのような考えであったと思います。

2 私のロー生活

私のロースクールでの過ごし方は、日中は講義を受け、夕方から夕食までの時間を利用し

て、講義の課題を一気に仕上げました。夕食を摂った後は、友人らとの自習をし、最後にその日の気になった点や不足していた点を自習で補い、帰宅していました。

あくまで私のスケジュールですが、改めて書き出すと、ロースクールの講義に費やす時間が多くですね。ロースクールの講義は、試験対策が一切禁止されていることの影響なのか、大学の講義の延長のような、教授の興味のある分野のみ注力されているような講義も数多くありました。このような講義もあるため、ロースクール生の司法試験対策の時間は限られてしまい、その結果、カリキュラムを選択する際には、司法試験に有益かどうかという視点から選ぶ人が多かったです。実務的であったり、先進的な科目

は、司法試験に直結しないことを理由に敬遠されてしまっていた印象です。私も、そのうちの一人でしたが、弁護士になった今、このような実務的な科目や、先進的な科目も履修しておけばよかったと後悔しています。

3 ロースクールの存在価値

そもそも、ロースクールは、司法制度改革の趣旨の一つである「法曹人材の多様性の確保」を実現する場所であったはずですが、ところが、現状は、「司法試験の受験資格を得るための場所」という認識のロースクール生が大半であり、多様性が認められにくいのが現状です。未修コースの方も含めて、入学当初は多様性があったものの、次第に余裕を無くし、受験勉強に必死になり、個性を失っていく。「多様な人材を確保」できる場所というロースクールの魅力が現状では生かされていないように感じています。

私は、司法試験合格へのルートを、多様なバックボーンのある仲間とともに探していくことができる点に、ロースクールの存在価値、魅力があると思います。これは、予備試験ルートでは得難いことだと思います。そのため、カリキュラム全体のコマ数を減らすなど、講義への負担を減らし、実務的な科目や、先進的

ロースクールの実情と 法曹養成

たうえで、自分に合ったルートを選択してほしいと思います。脇目も振らず、司法試験の勉強に邁進したい方は、予備試験ルートへ進めばいいですし、様々な仲間と出会いは、一定の時間をかけて切磋琢磨していく方が合う方は、ロースクール進学のリートを選んでほしいと思います。ロースクールの魅

な科目の履修をしやすくする一方で、司法試験に合格したOB・OGが指導するゼミのバックアップを充実させるなどして、多様性が認められるロースクールの魅力を発揮しつつ、試験に合格できる体制を整える必要があると考えています。

4 ロースクール進学が選択肢の中の一つになった今

冒頭で述べたとおり、私の頃は、ロースクールへの進学しか選択肢がないに等しいような状況でした。現在は、予備試験ルートが用意され、ロースクールに対する風当たりは厳しくなるばかりです。しかし、ロースクールには、「多様な人材を確保」できる場所という魅力があります。そこで、これからの法曹志望者には、このロースクールの魅力について考えたいと思います。ロースクールの魅

力を理解したうえで進学をすれば、きつと充実したロースクール生活を過ごすことができ、結果的に、合格の可能性も高まると思います。

5 ロースクール進学の問題

しかし、ロースクール進学を希望された法曹志望者の経済的負担は大きな課題です。私は、大学に入学したばかりの頃、新入生歓迎会の帰り道に、酔っ払った四年生の先輩を送ることになりました。その際、進路の話になり、その先輩は法曹を志していたが、経済的負担を理由に諦めたと話してくれました。その先輩は、「ロースクールの学費どれくらいかかるかわかる？ これからはお金持ちしか法曹にはなれないよ」と言っていました。私も決して恵まれた経済状況ではありませんでしたが、経済状況を理由に夢を諦める辛さを、悲しそうな先輩の姿を通して感じました(酔い疲れていただけかもしれませんが)。そして、その後多くの法曹志望者と接していくうちに、人格や能力は十分素養がある方が、経済的問題を理由に夢を諦めることが、この業界にとって大きな損失であると感じるようになりました。優秀な人材を確保するためには、給付型の奨学金を充実させるなどの援助が必要です。

6 終わりに

ロースクールの問題点と魅力について書いてきましたが、よく考えると、今の日本も同じような問題点を抱えていると思えました。SNSの普及により、より多くの人と情報を共有できるようになったことで、人と違うことをすること、個性を発揮することに対する不安を抱えてしまっているように感じます。「みんながつぶやいているから」と何も考えず「イイね!」をひたすら押す。みんなが試験に合格するために必要だと言うから試験科目の履修ボタンをひたすら押す。似ているように思えます。合格するためには、人と同じことをすることも必要なことですが、受験生時代も人生の一部ですので、「自分らしさ(個性)」を大事にして、受験生活を送ってほしいと思います。

金沢で会いましょう

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第四回拡大常任委員会を行います。特に七〇期の新人会員は初めての常任委員会となるため、お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

- 日 時 二〇一八年三月二日(金) 一三時～三日(土) 二二時
- 場 所 金沢市内
- 地元企画 三月二日(金) 一七時～一八時

「表現の自由を守る闘い―広報大聖寺事件と金沢市庁舎前広場事件」
報告・徳田隆裕会員・野村夏陽会員

※詳細は別途送付の常任委員会の案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

【第4回常任委員会】

*2018年 3月 2日(金)～ 3日(土)
北陸・金沢

【第49回定時総会】

*2018年 6月23日(土)～24日(日)
京 都

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

2月16日(金) 10時半～ 青法協本部

【修習生委員会】

2月21日(水) 10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

2月23日(金) 18時半～ 青法協本部

編集後記

▼あけましておめでとうございます。▼私
は年末年始は恒例の日
本脱出でした。今回は
表紙写真のタメ撮りに
バルト三国をまわりま

した。バルト三国名を北から南にちゃんと
言えますか。それではこの三国の首都をち
ゃんと言えますか。旅した私も今では大混
乱です。ガイドの話ではバルト三国の大統領
はいずれも女性とのこと。何故か、ラトビ
アだけが現在共産党が議会の第一党とのこと
ですが、街にはもう旧ソ連の遺跡(この国の
人々にはツメ跡なのでしょうが)はありませ
ん。▼三国のそれぞれの国土は北海道の六〇
％に八〇％程度、人口一五〇万人に二五〇万
人程度でよくやっています。▼と言
うわけで、来月号から順次、エストニア、ラ
トビア、リトアニアの子ども写真を紹介しま
すが、近時、子どもだけの写真を撮るのは
本当に難しくなっただけです。▼『青年法律
家』の表紙写真家として本年も頑張ります
ので宜しく。

(宮本 智)